

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 災害対策基本法施行令の一部改正

一 通信設備の優先利用等

1 警報の伝達等のほか、避難のための立退きを指示する場合等において、電気通信設備を優先的に利用等し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ事業者と協議して定めた手続により、これを行わなければならないものとする。 (第二十二条関係)

2 災害対策基本法（以下「法」という。）第五十七条の政令で定める事業活動は、情報通信業に属する事業のうちインターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うものに係る事業活動とすること。 (第二十二条の二関係)

二 指定行政機関の長等による応急措置の代行

1 市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長等は、市町村長に代わって工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならないものとする。

2 市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長等は、当該市町村がその大部分の事務を行うことが

できることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならぬものとする。そのほか、指定行政機関の長等は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した応急措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならないものとする。

(第三十三条の三関係)

三 埋葬及び火葬の特例

1 厚生労働大臣は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めるときは、その対象となる地域を指定するものとする。

2 厚生労働大臣は、その定める期間内に指定した地域において死亡した者の死体に係る墓地埋葬法第五条第一項の規定による埋葬又は火葬の許可について、同条第二項に規定する市町村長のほか、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長がこれを行うものとすることができる。

3 厚生労働大臣は、指定した地域において公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、死体の埋葬又は火葬を行おうとする者について、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において当該埋葬又は火葬を行うときに限り、墓地埋葬法第五条第一項の規定にかかわらず

、同項の規定による許可を要しないものとする事ができるとし、この場合における墓地埋葬法第十四条に規定する手続について、特例を定めること。
(第三十六条の二関係)

四 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行の手続

1 市町村長の事務の代行をした内閣総理大臣は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは当該市町村長に、当該市町村を包括する都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるとき(当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときを除く。)は当該都道府県の知事に、速やかに、当該代行に係る事務を引き継がなければならないものとする事。そのほか、内閣総理大臣は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならないものとする事。

2 都道府県知事の手務の代行をした内閣総理大臣は、当該都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該都道府県知事に引き継がなければならないものとする事。そのほか、内閣総理大臣は、都道府県知事の手務の代行を終了し

たときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該都道府県知事及び当該措置に係る市町村長に通
知しなければならないものとする事。

(第三十六条の四関係)

五 財政金融措置

1 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体を決定する際に用いる標準税収入額を、災害の発生
した日の属する会計年度のものとする事。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合における法第百二条第一項の政令で定める地方公共
団体は、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして
総務大臣が指定する地方公共団体とする事。

(第四十三条関係)

第二 その他関係政令について所要の改正を行う事。

第三 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする事。